６月18日（木曜日）午前９時30分開議

議 事 日 程 （ 第 ４ 日 ）

第１　会議録署名議員の指名

第２　議案第14号　北方町印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
（厚生都市常任委員長報告）

第３　議案第15号　北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
（厚生都市常任委員長報告）

第４　議案第16号　北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
（総務教育常任委員長報告）

第５　議案第17号　工事請負契約の締結について　（総務教育常任委員長報告）

第６　議案第18号　令和８年度北方町一般会計補正予算（第２号）を定めるについて
（各委員長報告）

第７　議案第19号　令和８年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を定めるについて　（厚生都市常任委員長報告）

第８　議案第20号　令和８年度北方町下水道事業会計補正予算（第１号）を定めるについて
（厚生都市常任委員長報告）

第９　議案第21号　和解及び損害賠償の額を定めることについて　（総務教育常任委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第９まで

出席議員　（９名）

１番	古　野　裕美子	２番	朝　日　智　哉
３番	河　村　正　通	４番	石　井　伸　弘
６番	杉　本　真由美	７番	安　藤　哲　雄
８番	鈴　木　浩　之	９番	安　藤　浩　孝
10番	井　野　勝　巳		

欠席議員　（なし）

欠　　員　（５番）

説明のため出席した者の職氏名

町　　長	戸　部　哲　哉	教　育　長	名　取　康　夫
教育次長	山　路　康　代	総務危機管理課長	山　田　　潤

政策財政課長	浅　野　浩　一	税　務　課　長	木野村　英　俊
住民保険課長	郷　　展　子	福祉子ども課長	衣　斐　武　宜
健康推進課長	横　田　紀　彦	都市環境課長	宮　﨑　資　啓
上下水道課長	木野村　和　明	教育総務課長	北　中　龍　一
会　計　室　長	髙　﨑　健　一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	濱　口　晴　美	議　会　書　記	平　工　峻　也
議　会　書　記	石　崎　啓　明		

開議　午前９時30分

○議長（杉本真由美君）　皆様、おはようございます。

ただいまから令和８年第２回北方町議会定例会第４日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（杉本真由美君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、８番　鈴木浩之さん及び９番　安藤浩孝さんを指名いたします。

日程第２　議案第14号から日程第９　議案第21号まで

○議長（杉本真由美君）　日程第２、議案第14号から日程第９、議案第21号までを一括議題といたします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過及び結果の報告を求めます。また、併せて協議をお願いしました案件について、協議結果の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

鈴木浩之さん。

○総務教育常任委員長（鈴木浩之君）　改めまして皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、私ども総務教育常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る６月16日に委員会を開催し、審議及び協議をいたしましたので、その審査の経過及び結果並びに協議の結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第16号　北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

条文に消防団員等とあるが、等とは誰を対象としているのかという質疑があり、消防団員のほか、現場で消防作業に従事した人や救急業務に協力した人などが対象となるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号　工事請負契約の締結について（北方町立こども園増築工事）についてであります。

今回の増築で定員がどのくらい増えるのか、５年、10年先の利用者見込みはどうかという質疑があり、今回の増築により、１歳児は12人から27人に、２歳児は18人から33人に増えること、利用人数予測は難しいが、私立こども園との調整や預かり保育などのニーズ対応もできるため、施設の有効活用が見込まれるとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号　令和８年度北方町一般会計補正予算（第２号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳入の県支出金、異学年集団による学び合い支援事業費補助金に関して、どのような事業を行うのかという質疑があり、国語、算数、数学の基礎を身につけさせるため、異学年で６人１組のグループをつくり、下級生への指導を通じて理解を深めたり、上級学年のプリントに挑戦することで興味を高めたり、交流の中で相手の立場を尊重する姿勢を育むなど、非認知能力の向上も図っていくとの答弁がありました。

同じく県支出金、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業委託金について、事業の内容を問う質疑があり、北学園７年生と南学園６年生がサラマンカホールや県美術館、関ケ原古戦場記念館などで体験を行う事業である旨の答弁がありました。

次に、消防費の退職報償金に関して質問があり、団員の退団日は前年度末の３月31日であるが、退職報償金は、事務手続上、翌年度の支出になるとの答弁がありました。

次に、議案第21号　和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。

今回の事故原因となったネットのたるみは必要なものなのではないかと質疑があり、お見込みのとおりだが、ネット上部に一部破損があったために通常よりたるみが大きかったことが主要因となったとの答弁がありました。

続いて、対処や通常時の管理方法に関する質疑があり、ネットは修繕済みで、年１回専門業者による施設点検を行っているとの答弁がありました。

また、事故発生から長い期間が経過しているとの意見があり、今後は迅速な対応に努めていきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本真由美君）　次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

石井伸弘さん。

○厚生都市常任委員長（石井伸弘君）　おはようございます。

命により、私ども厚生都市常任委員会に付託及び協議依頼されました案件につきまして、去る６月16日に委員会を開催し、審査と協議をいたしましたので、その審査の経過と結果、協議の結果を御報告申し上げます。

議案第14号　北方町印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号　北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

保険税率の今後の見通し、県内市町村における保険税額の水準及び令和８年度の賦課限度額について質疑があり、保険税率は令和11年度からの保険料水準の県内統一までは徐々に上昇していく見込みであること、県内での保険税水準は、一定の所得のある世帯で比較した場合、令和７年

度税率で県内42市町村中27番目であること、賦課限度額は医療給付費分で67万円、後期高齢者支援金分で26万円、介護納付金分で17万円、子ども・子育て支援納付金分で３万円である旨の答弁がありました。

次に、子ども・子育て支援納付金分の所得割率が県内市町村と比較して高いこと及び介護納付金分の均等割額と平等割額の推移が医療給付費分等と異なることについて質疑があり、子ども・子育て支援納付金分の所得割率は県の算定値を採用しており、各市町村における所得水準との差異により所得割率も異なること、介護納付金分は、令和６年度からそれまでの所得割と均等割の２方式から平等割を加えた３方式に変更したことによるものである旨の答弁がありました。

次に、所得割額について、山林所得金額についても所得割率を乗じて算定するかについて質疑があり、山林所得金額があれば、総所得金額との合計額に所得割率を乗じて算出する旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号　令和８年度北方町一般会計補正予算（第２号）を定めるについての関係部分の協議結果についてであります。

歳出について、民生費の社会福祉費、介護支援センター費の施設改修工事費に関して質疑があり、仕様の変更により減額した部分もあるが、それでも吸収し切れなかった物価高による増額が1,000万円になり、備品については含まれていない旨の答弁がありました。

次に、同じく介護支援センター費の駐車場受益者負担金の内容について質疑があり、借りる予定の土地は農地であり、下水道受益者負担金の支払が猶予されていたが、今回駐車場に整備することで負担金が発生するものであり、国、または地方公共団体が運営する福祉施設に供することから75％減額された額である旨の答弁がありました。

次に、議案第19号　令和８年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を定めるについてであります。

質疑、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号　令和８年度北方町下水道事業会計補正予算（第１号）を定めるについてであります。

汚泥脱水機の数と今回修繕するNo.１汚泥脱水機の故障の程度について質疑があり、処理場内の汚泥脱水機の数は２台であること、予防保全の観点から、劣化したシリンダーや計測設備等を完全に動かなくなる前に修繕を実施したい旨の答弁がありました。

次に、予防保全を目的としたNo.２汚泥脱水機の更新の予定について質疑があり、機器の更新については国庫補助を活用したいこと、国庫補助の活用には施設の耐震化が前提となるため、現在機械棟の耐震化に向けた設計を実施している旨の答弁がありました。

次に、ストックマネジメント計画における汚泥脱水機の位置づけについて質疑があり、現行の計画には位置づけていないこと、令和９年度に改定を予定している新計画に位置づけていきたい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（杉本真由美君）　以上で、各常任委員長の報告を終わります。

議案第14号　北方町印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号　北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号　北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号　工事請負契約の締結についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号　令和８年度北方町一般会計補正予算（第２号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第19号　令和８年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号　令和８年度北方町下水道事業会計補正予算（第１号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり

可決されました。

議案第21号　和解及び損害賠償の額を定めることについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　質疑、討論を省略いたします。

これから議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（杉本真由美君）　異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君）　それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げたいと思います。

６月８日に開会をいたしました今議会も本日をもって閉会となりました。議員皆さんには11日間にわたり終始熱心に御審議をいただき、大変ありがとうございました。また、御審議をお願いしました全議案につきまして、提案どおり御決定をいただきましたこと、深く感謝を申し上げます。これらの執行に当たりましては、慎重に、そして着実に実施してまいりますので、今後とも御協力のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

さて、本格的な夏の到来が間近となりましたが、今年も例年にない厳しい猛暑が予想されております。もはや日本の夏の暑さは、かつての常識は通用しないほど異常事態となっており、町としても様々な暑さ対策を講じてきたところであります。とりわけ町民皆さんの安全の確保ということで、まずは学校の教室や体育館など教育施設のエアコン設置工事を集中的に行ってきました。

また、そのほかにも、きらりホールや図書館、保健センター、働く婦人の家、勤労青少年ホームなど、主な公共施設のエアコンの入替えはほぼ完了したところでございます。

残すは総合体育館と旧西小学校体育館でありますが、総合体育館については、議会の御理解を得たことで来年度中に入替え工事を予定しております。なお、長い間メンテナンスを行っておりませんので、駐車場の補修も含めて相応の施設補修を行う方向で現在詳細設計をしているところであります。ただ、気がかりなのは、最近の資材費の高騰でありますが、費用が多額になるため、無理のない範囲での修繕に絞らざるを得ない、そのように考えているところであります。

また、西小体育館につきましては、いずれめどが立ったところで検討したいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、熱中症予防としては、自覚症状が出にくい高齢者や体温調節機能が未発達なお子さんへの目配りなどが極めて重要でありますから、まずは全庁が協力して迅速な情報発信や啓発活動に努めていきたいと考えております。特に高齢者や子供たちが気軽に利用できるようなクーリング

シェルターの設置や熱中症アラートの周知といった活動を強力に推進していきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、議員皆さんにおかれましても、これから本格的な暑さを迎えます。くれぐれも御自愛をいただき、町政の発展と町民福祉の向上に、なお一層の御活躍を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様の御健勝と御多幸を心から祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（杉本真由美君）　本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

令和８年第２回北方町議会定例会を閉会といたします。大変にお疲れさまでございました。

閉会　午前９時51分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和８年６月18日

議　　長　　杉　本　真由美

署　名　議　員　　鈴　木　浩　之

署　名　議　員　　安　藤　浩　孝